

**【論点 3】 個体群管理を安全かつ効率的に行う仕組み・体制の構築について****1. 現状と課題**

被害を及ぼしている鳥獣の個体群管理（特に捕獲による個体数調整）は、狭義の狩猟（私的な捕獲）及び許可捕獲（農林水産業を守るための捕獲、公益を守るための捕獲）等により実施されており、捕獲数は年々増加している。

特にニホンジカについては、メスジカの狩猟鳥獣化(1994 年)及び全国的な狩猟解禁(2007 年)、特定計画制度の創設(1999 年)などにより、個体数の増加スピードの抑制には貢献してきたものの、全国的には依然として分布拡大と個体数増加が続いており、縮小方向への転換には至っていない。

適切な個体群管理を図るためには、「管理」のための捕獲（≒許可捕獲）を拡大し個体数を望ましい水準まで低下させることが重要であり、安全かつ効果的に捕獲を行う新たな仕組みや体制を構築する必要がある。

**2. 検討の方向**

個体数の増加が見込まれる鳥獣の「管理」のための捕獲を拡大するため、公益を守るための捕獲等を専門的に行う事業者の育成と、農林水産業を守るための捕獲の強化に向けた方策を検討する。

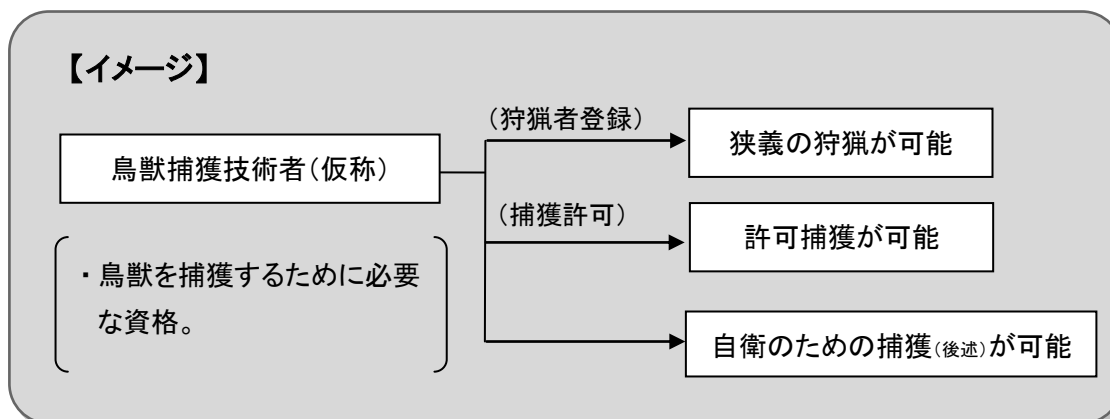
なお、個体数調整において重要な役割を担っている私的な捕獲を促進するための措置については論点 6 で、科学的な「管理」のための捕獲の実施に必要な人材の確保やデータの収集・評価については論点 7 で検討を行う。

**3. 新たな捕獲の仕組み・体制のイメージ****(1) 鳥獣捕獲技術者（仮称）資格の創設**

許可捕獲（有害捕獲及び個体数調整）については、原則、狩猟免許所持者を許可対象者としており、私的な捕獲（狭義の狩猟）を前提とした制度である狩猟免許が許可捕獲にも活用されている。

一方、ニホンジカ、イノシシ等の捕獲数の内訳をみると、許可捕獲が狭義の狩猟を上回っており、今後、更に許可捕獲の割合が拡大することが見込まれること、また、狩猟鳥獣ではないニホンザルの捕獲許可の要件に狩猟免許が活用されていることから捕獲の実態に即した制度とする必要がある。

このため、狩猟免許を、捕獲技術を有することを証明する「鳥獣捕獲技術者（仮称）」資格に変更し、鳥獣捕獲の許可対象者は、原則として「鳥獣捕獲技術者（仮称）」に限定する（学術研究等を目的とする捕獲は除く）ことを検討する。なお、狭義の狩猟については、狩猟者登録を行うことで従前通り可能とする。



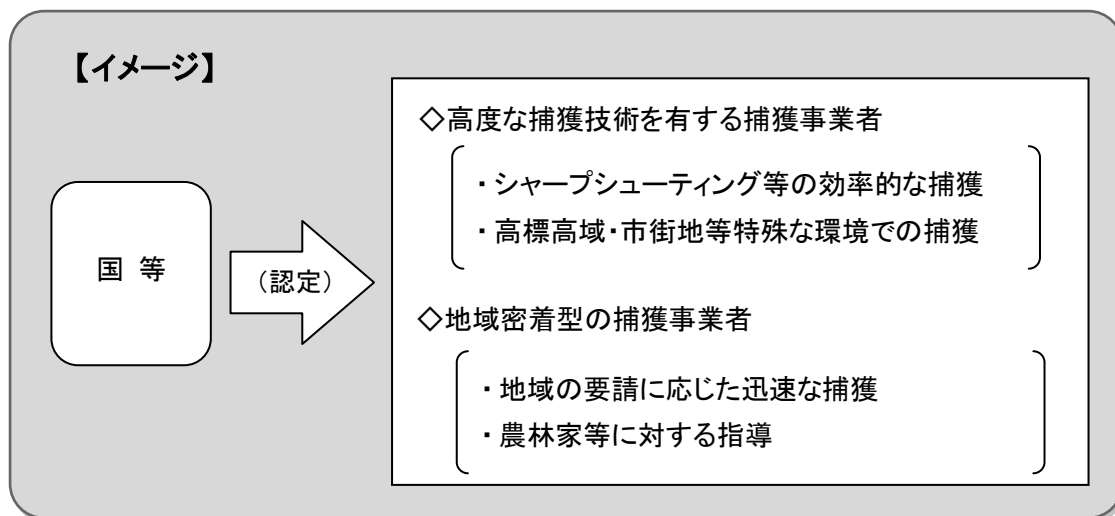
## (2) 「鳥獣捕獲事業者（仮称）」認定制度の創設

私的な捕獲（狭義の狩猟）以外の捕獲を推進するためには、従来の狩猟者や鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲に加え、新たな捕獲従事者を創出する必要がある。特に、大規模な捕獲や高標高地帯・市街地近郊等での捕獲を安全かつ効率的に行うためには、鳥獣捕獲を専門に行う事業者として「鳥獣捕獲事業者（仮称）」を制度化するとともに、必要に応じて規制緩和を行うことが効果的である。

「鳥獣捕獲事業者（仮称）」の制度化にあたっては、これまで捕獲従事者個人が対応してきた捕獲許可、報告義務、わなの管理等に係る責任が軽減されるよう、事業者に一定の責務を課すとともに、安全性を確保した上で、事業の円滑な実施と効率的な捕獲に資する規制緩和を検討する。

事業者認定の要件に、安全管理体制や捕獲実績に加え、安全や捕獲技術に関する職員研修等を含めることで、事業者自身による高度な技術を有する捕獲従事者の創出を図る。

「鳥獣捕獲事業者（仮称）」としては、より効果的な捕獲等に対応できる高度な技術を有する捕獲事業者や、地域の課題に即応できる地域密着の捕獲型事業者が想定される。



### (3) 農林業を守るための捕獲の促進

農林業者が、事業に対する被害を防止する目的で設置する囲いわなを用いて、狩猟期間に狩猟鳥獣を捕獲する場合、許可を受けず捕獲を行うことができる（この場合、狩猟免許も不要）。一方、農林業者が自衛のために行う捕獲であっても、狩猟期間外の狩猟鳥獣の捕獲や、非狩猟鳥獣の捕獲（通年）を行う場合は許可を要する。

また、捕獲許可の対象は、原則、狩猟免許所持者とされているが、農林業被害の防止の目的で、農林業者が自らの事業地内において囲いわなを用いて捕獲する場合、狩猟免許を受けていない者であっても許可することができる。

農林業者による自衛のための捕獲の促進に向けて、農林業者が自らの事業地内で行う被害の防止のための捕獲については、特定鳥獣の一部や外来鳥獣に限り期間を問わず許可を受けずに捕獲をできる仕組みを検討する。

なお、農林業者による捕獲に関する規制の緩和にあたっては、安全性の確保と鳥獣の適正な保護管理の観点から、鳥獣捕獲技術者（仮称）であること（農林業者が法人等の場合は、(2)の鳥獣捕獲事業者（仮称）の認定を受けていること）を条件とし、事後の捕獲数の報告を義務付けることとする。

※適正な鳥獣保護管理に向けた捕獲数等の情報把握のためには、これまでは報告不要であっても、今後報告を求めることが重要。

農林業者が自らの事業地内で行う被害の防止のための捕獲について  
(捕獲の特例)

	現 行						
期 間	狩猟期間				狩猟期間以外		新たな仕組み
対象鳥獣	狩猟鳥獣		非狩猟鳥獣		全ての鳥獣		通年
狩 法	罠いわな	法定猟法	罠いわな	法定猟法	罠いわな	法定猟法	特定鳥獣の一部 と外来鳥獣
狩猟免許	不要	要	不要	原則必要	不要	原則必要	わな猟全般
許可等	不要	狩猟者登録が 必要	要	要	要	要	鳥獣捕獲技術者
報告義務	無	有	有	有	有	有	不要
							有



(注)農林業者が事業に対する被害を防止する目的で設置する罠いわなは、法定猟法に含まれない。

○現状報告義務が無いもの(黄色網掛け)についても、今後、報告を得ることが重要。

【参考】ニホンジカ及びイノシシの捕獲数の推移（狩猟・許可捕獲別）

